

税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通) 正誤表

No.	資料名	該当箇所	機能ID	訂正箇所		備考	更新日
				誤	正		
1	税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通) 機能要件	1. 共通機能 1.1. 管理項目 1.1.1. 宛名管理	機能ID:0160002	<p>住民、住登外者の宛名基本情報として以下を管理(参照、登録、修正)できること。</p> <p><住民、住登外者の基本情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号 ・世帯番号 ・行政区(地区管理) ・管内管外の区分 ・住民区分(住民、住登外者、法人の別) ・住民種別(日本人・外国人の別) ・国籍/在留資格情報 ・住民状態(死亡・転出等) ・氏名 ・氏名振り仮名 ※外国人住民の場合はフリガナ ・氏名(通称) ・氏名(通称)フリガナ ・氏名(漢字、アルファベット) ※外国人住民の場合のみ ・旧氏 ・旧氏フリガナ ・世帯主 ・続柄 ・生年月日 ・死亡年月日 ・非住民日 ・性別 ・郵便番号 ・住所コード ・住所(方書含む。) ・登録税目コード ・連絡先区分(自宅/勤務先/携帯) ・電話番号(複数管理も可能) ・eLTAX納税者ID 	<p>住民、住民登録外者の宛名基本情報として以下を管理(参照、登録、修正)できること。</p> <p><住民、住民登録外者の基本情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号 ・世帯番号 ・行政区(地区管理) ・管内管外の区分 ・住民区分(住民、住民登録外者、法人の別) ・住民種別(日本人・外国人の別) ・国籍/在留資格情報 ・住民状態(死亡・転出等) ・氏名 ・氏名振り仮名 ※外国人住民の場合はフリガナ ・氏名(通称) ・氏名(通称)フリガナ ・氏名(漢字、アルファベット) ※外国人住民の場合のみ ・旧氏 ・旧氏フリガナ ・世帯主 ・続柄 ・生年月日 ・死亡年月日 ・非住民日 ・性別 ・郵便番号 ・住所コード ・住所(方書含む。) ・登録税目コード ・連絡先区分(自宅/勤務先/携帯) ・電話番号(複数管理も可能) ・eLTAX納税者ID 	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
2	税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通) 機能要件	1. 共通機能 1.1. 管理項目 1.1.1. 宛名管理	機能ID:0160003	<p><住民、住登外者の基本情報(枝番2の続き)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内転居日 ・転出先住所(転出の場合のみ) ・転出先住所(転出の場合のみ)の住所コード及びその郵便番号 ・転出予定日 ・前住所(転入前・転居前住所) ・前住所(転入前・転居前住所)の住所コード及びその郵便番号 ・個人番号(マイナンバー) ・異動事由 ・異動年月日 ・処理年月日 ・住所を定めた日、定めた事由 ・住民になった日、事由 ・異動に関する届出日 ・登録部署(情報を登録した課・係など) <p>転出先住所は転入通知受理後に確定住所で上書きされる。 住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。)に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。 住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。 登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。</p>	<p><住民、住民登録外者の基本情報(枝番2の続き)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内転居日 ・転出先住所(転出の場合のみ) ・転出先住所(転出の場合のみ)の住所コード及びその郵便番号 ・転出予定日 ・前住所(転入前・転居前住所) ・前住所(転入前・転居前住所)の住所コード及びその郵便番号 ・個人番号(マイナンバー) ・異動事由 ・異動年月日 ・処理年月日 ・住所を定めた日、定めた事由 ・住民になった日、事由 ・異動に関する届出日 ・登録部署(情報を登録した課・係など) <p>転出先住所は転入通知受理後に確定住所で上書きされる。 住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。)に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。 住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。 登録、更新した住民登録外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。</p>	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
3	税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通) 機能要件	1. 共通機能 1.1. 管理項目 1.1.1. 宛名管理	機能ID:0160005	<p>法人の宛名基本情報として以下を管理(参照、登録、修正)できること。</p> <p><法人の基本情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号 ・行政区(地区管理) ・管内管外の区分 ・組織区分 ・名称 ・名称カナ ・代表者名 ・本支店区分(本店、支店の別、不明) ・前後区分(法人格と名称の位置関係(前後)の別) ・設立年月日 ・閉鎖等年月日 ・郵便番号 ・所在地(方書含む。本店、支店ごとに管理) ・所在地の住所コード(本店、支店ごとに管理) ・電話番号 ・法人番号 ・法人番号公表の同意 ・法人種別(特微事業者等) ・法人の異動事由 ・屋号 ・法人の連絡先区分(法人代表者/経理等) ・法人の担当部署 ・登録部署(情報を登録した課・係など) ・異動年月日、処理年月日 ・住民区分(住民、住登外者、法人の別) ・eLTAX納税者ID 	<p>法人の宛名基本情報として以下を管理(参照、登録、修正)できること。</p> <p><法人の基本情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号 ・行政区(地区管理) ・管内管外の区分 ・組織区分 ・名称 ・名称カナ ・代表者名 ・本支店区分(本店、支店の別、不明) ・前後区分(法人格と名称の位置関係(前後)の別) ・設立年月日 ・閉鎖等年月日 ・郵便番号 ・所在地(方書含む。本店、支店ごとに管理) ・所在地の住所コード(本店、支店ごとに管理) ・電話番号 ・法人番号 ・法人番号公表の同意 ・法人種別(特微事業者等) ・法人の異動事由 ・屋号 ・法人の連絡先区分(法人代表者/経理等) ・法人の担当部署 ・登録部署(情報を登録した課・係など) ・異動年月日、処理年月日 ・住民区分(住民、住民登録外者、法人の別) ・eLTAX納税者ID 	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27

4 税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.1. 管理項目 1.1.1. 宛名管理	機能ID:0160006	住民、 住登外者 、法人の送付先・連絡先情報として以下を管理(参照、登録、修正)できること。 <住民、 住登外者 、法人の送付先・連絡先情報> ・宛番号 ・行政区(地区管理) ・管内管外の区分 ・名称 ・名称カナ ・送付先(送付先の住所(方書を含む。))又は所在地(方書を含む。本店/支店)、送付先の郵便番号) ・連絡先区分(自宅/勤務先/携帯) ・電話番号 ・メモ ・登録日 ・利用廃止日	住民、 住民登録 外者、法人の送付先・連絡先情報として以下を管理(参照、登録、修正)できること。 <住民、 住民登録 外者、法人の送付先・連絡先情報> ・宛番号 ・行政区(地区管理) ・管内管外の区分 ・名称 ・名称カナ ・送付先(送付先の住所(方書を含む。))又は所在地(方書を含む。本店/支店)、送付先の郵便番号) ・連絡先区分(自宅/勤務先/携帯) ・電話番号 ・メモ ・登録日 ・利用廃止日	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
5 税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.1. 管理項目 1.1.1. 宛名管理	機能ID:0160135	住民、 住登外者 、法人の代理人等情報として以下を管理(参照、登録、修正)できること。 <住民、 住登外者 、法人の代理人等情報> ・宛番号 ・世帯番号 ・行政区(地区管理) ・管内管外の区分 ・肩書(相続人代表者、相続財産清算人、清算人、管財人、納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他) ・氏名、名称 ・名称カナ ・郵便番号 ・住所コード ・住所(方書含む。) ・死亡年月日(閉鎖等年月日) ・送付先(送付先の住所・方書、送付先の郵便番号) ・電話番号 ・メモ ・代理人等の有効期間(開始年月日、終了年月日)	住民、 住民登録 外者、法人の代理人等情報として以下を管理(参照、登録、修正)できること。 <住民、 住民登録 外者、法人の代理人等情報> ・宛番号 ・世帯番号 ・行政区(地区管理) ・管内管外の区分 ・肩書(相続人代表者、相続財産清算人、清算人、管財人、納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他) ・氏名、名称 ・名称カナ ・郵便番号 ・住所コード ・住所(方書含む。) ・死亡年月日(閉鎖等年月日) ・送付先(送付先の住所・方書、送付先の郵便番号) ・電話番号 ・メモ ・代理人等の有効期間(開始年月日、終了年月日)	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
6 税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.1. 管理項目 1.1.1. 宛名管理	機能ID:0160013	同一人の可能性のある者について、任意のタイミングで出力できること。 任意の登録・更新日を期間指定し、 住登者 若しくは同一人の可能性のある 住登外者 の宛名情報を出力できること。	同一人の可能性のある者について、任意のタイミングで出力できること。 任意の登録・更新日を期間指定し、 住民登録 者若しくは同一人の可能性のある 住民登録 外者の宛名情報を出力できること。	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
7 税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.1. 管理項目 1.1.1. 宛名管理	機能ID:0160122	不要宛名を抽出できること。また、一括して削除することができること。	不要 宛名情報 を抽出できること。また、一括して削除することができること。	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
8 税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.1. 管理項目 1.1.4. メモ	機能ID:0160019	個人・法人・課税客体等を単位とし、入力者及び登録日時ごとに記載事項を限定しないメモの入力が可能であること。 個人・法人・課税客体等を単位に複数件のメモの登録が可能であること。 宛名システム等の画面上で業務共通のメモを管理でき、業務間で情報共有できること。 また、メモを登録した税目が画面上で容易に確認できること。 メモは入力権限及び閲覧権限を設定できること。 メモの期限管理を設定できること。 1件当たり2000文字管理できること。	個人・法人・課税客体等を単位とし、入力者及び登録日時ごとに記載事項を限定しないメモの入力が可能であること。 個人・法人・課税客体等を単位に複数件のメモの登録が可能であること。 宛名システム等の画面上で業務共通のメモを管理でき、業務間で情報共有できること。 また、メモを登録した税目が画面上で容易に確認できること。 メモは入力権限及び閲覧権限を設定できること。 メモの期限管理を設定できること。 1件当たり2,000文字管理できること。	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
9 税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.3. 抑止設定 1.3.2. 処理注意者への発行抑止	機能ID:0160050	住登外者 等の個人対象者に対し、税務システム固有の処理注意情報を管理(参照、登録、修正、削除)することで、支援措置対象者と同様の発行抑止ができること。なお、同一人として関連付けられた宛名すべてに対して、発行抑止が有効となること。なお、処理注意者に該当する個人の情報を確認する場合(検索結果画面等も含む)において、常に処理注意者である旨が明示的に確認できること。 <処理注意情報> ・処理注意区分(処理注意となる事由の分類) ・メモ ・開始日及び終了日	住民登録 外者等の個人対象者に対し、税務システム固有の処理注意情報を管理(参照、登録、修正、削除)することで、支援措置対象者と同様の発行抑止ができること。なお、同一人として関連付けられた宛名すべてに対して、発行抑止が有効となること。なお、処理注意者に該当する個人の情報を確認する場合(検索結果画面等も含む)において、常に処理注意者である旨が明示的に確認できること。 <処理注意情報> ・処理注意区分(処理注意となる事由の分類) ・メモ ・開始日及び終了日	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
10 税務システム標準仕様書【第5.1版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.5. 証明・通知 1.5.1. 送付先の記載	機能ID:0160126	各種通知書の送付について、宛名管理及び住所マスタを参照して、住民、 住登外者 又は法人の基本情報に記録された住所・所在地(本店/支店)及び氏名・名称を設定すること。 ただし、設定に際しては、①税目個別の代理人等情報、②税目共通の代理人等情報、③税目個別の送付先・連絡先情報、④税目共通の送付先・連絡先情報、⑤基本情報の優先順位で設定できること。 なお、各項目において税目共通と税目個別の両方の設定がある場合は、税目個別の設定を優先させる。 方書については、省略せず、全ての各種通知書に必ず記載すること。 各種証明書については、住所の記載省略を選択して印刷できること(本人以外への発行の場合)。	各種通知書の送付について、宛名管理及び住所マスタを参照して、住民、 住民登録 外者又は法人の基本情報に記録された住所・所在地(本店/支店)及び氏名・名称を設定すること。 ただし、設定に際しては、①税目個別の代理人等情報、②税目共通の代理人等情報、③税目個別の送付先・連絡先情報、④税目共通の送付先・連絡先情報、⑤基本情報の優先順位で設定できること。 なお、各項目において税目共通と税目個別の両方の設定がある場合は、税目個別の設定を優先させる。 方書については、省略せず、全ての各種通知書に必ず記載すること。 各種証明書については、住所の記載省略を選択して印刷できること(本人以外への発行の場合)。	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
11 税務システム標準仕様書【第5.2版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.5. 証明・通知 1.5.5. カスタマーバーコード	機能ID:0160059	カスタマーバーコード情報を印字できること。カスタマーバーコードの印刷に際しては、郵便局が示す印字領域内に印字できること。 カスタマーバーコードが生成できない場合は、印刷時に注意喚起が行われること。	カスタマー コ バーコード情報を印字できること。カスタマー コ バーコードの印刷に際しては、郵便局が示す印字領域内に印字できること。 カスタマーバーコードが生成できない場合は、印刷時に注意喚起が行われること。	誤記の訂正	R8.2.27

12	税務システム標準仕様書【第5.2版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.6. 返戻・公示送達 1.6.1. 返戻者情報管理	機能ID:0160064	各種通知書の返戻者情報の管理(参照、登録、保持、修正)ができること。 <返戻者情報> ・税目 ・課税年度 ・登録日 ・返戻日 ・返戻事由 ・通知書番号 ・返戻物の種別 ・納税義務者(氏名、住所) ・再発送日 ・公示送達日	各種通知書の返戻者情報の管理(参照、登録、保持、修正)ができること。 <返戻者情報> ・税目 ・課税年度 ・登録日 ・返戻日 ・返戻事由 ・通知書番号 ・返戻物の種別 ・納税義務者(氏名、住所) ・再発送日 ・公示送達日	誤記の訂正	R8.2.27
13	税務システム標準仕様書【第5.2版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.6. 返戻・公示送達 1.6.8. 公示送達対象の出力	機能ID:0160077	公示送達日登録を行った対象者又は指定納期設定(納期変更)の対象者を抽出し、リストの出力を紙及びCSVで出力できること。また、指定納期設定(納期変更)については、変更前/変更後の情報をリスト出力できること。 <出力項目> ・通知書番号 ・納税義務者(宛名番号、氏名、住所) ・公示送達日 ※公示送達日登録の場合 ・納期限(変更前/変更後) ※指定納期設定の場合	公示送達日登録を行った対象者又は指定納期設定(納期変更)の対象者を抽出し、リストの出力を紙及びCSVで出力できること。また、指定納期設定(納期変更)については、変更前/変更後の情報をリスト出力できること。 <出力項目> ・通知書番号 ・納税義務者(宛名番号、氏名、住所) ・公示送達日 ※公示送達日登録の場合 ・納期限(変更前/変更後) ※指定納期設定の場合	誤記の訂正	R8.2.27
14	税務システム標準仕様書【第5.2版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.6. 返戻・公示送達 1.6.10. 公示送達対象の照会	機能ID:0160079	公示送達対象者が来庁した場合、納税義務者や課税台帳等の画面にて、公示送達対象者であることが容易に特定できること。 <想定する機能の例> ・納税義務者の検索結果(一覧画面等)に公示対象であることが表示される。 ・対象者の基本情報を参照した際に、公示対象であることが表示される。	公示送達対象者が来庁した場合、納税義務者や課税台帳等の画面にて、公示送達対象者であることが容易に特定できること。 <想定する機能の例> ・納税義務者の検索結果(一覧画面等)に公示対象であることが表示される。 ・対象者の基本情報を参照した際に、公示対象であることが表示される。	誤記の訂正	R8.2.27
15	税務システム標準仕様書【第5.2版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.7. 連携 1.7.2. 他の標準準拠システムへの連携	機能ID:0160084	庁内データ連携機能(デジタル庁が策定する「 地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書 」に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。)に従うこと。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。	庁内データ連携機能(デジタル庁が策定する「 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 」に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。)に従うこと。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。	正式名称への訂正	R8.2.27
16	税務システム標準仕様書【第5.3版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.7. 連携 1.7.3. eLTAxからの情報の取込	機能ID:0160136	eLTAxから納税管理人申告(申請)書の情報を取り込み、住民、 住登外者 、法人の代理人等情報として登録、更新できること。	eLTAxから納税管理人申告(申請)書の情報を取り込み、住民、 住民登録外者 、法人の代理人等情報として登録、更新できること。	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
17	税務システム標準仕様書【第5.4版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.7. 連携 1.7.6. 個人番号カードによる各種証明書の交付	機能ID:0160132	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書に基づく コンビニ 等の端末における下記証明書交付に対応していること。 公的個人認証サービスを用いた各種証明書の電子申請に対応していること。 <対象証明書> ・所得証明書 ・(非)課税証明書	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書に基づく コンビニエンスストア 等の端末における下記証明書交付に対応していること。 公的個人認証サービスを用いた各種証明書の電子申請に対応していること。 <対象証明書> ・所得証明書 ・(非)課税証明書	正式名称への訂正	R8.2.27
18	税務システム標準仕様書【第5.5版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.7. 連携 1.7.6. 個人番号カードによる各種証明書の交付	機能ID:0160133	・その他証明書	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書に基づくコンビニエンスストア等の端末における下記証明書交付に対応していること。 公的個人認証サービスを用いた各種証明書の電子申請に対応していること。 ・その他証明書	標準仕様書の記載事項との平仄合わせのため訂正	R8.2.27
19	税務システム標準仕様書【第5.5版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.8. 共通管理 1.8.1. EUC機能	機能ID:0160091	EUC機能(デジタル庁が策定する「 地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書 」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト」の規定に従うこと。(税務システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合には、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。) なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。	EUC機能(デジタル庁が策定する「 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書 」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト」の規定に従うこと。(税務システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合には、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。) なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。	正式名称への訂正	R8.2.27
20	税務システム標準仕様書【第5.5版】(税務共通)機能要件	1. 共通機能 1.10. 様式・帳票出力 1.10.3. 交付履歴	機能ID:0160115	税務システムにて発行する各種証明書については、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 ・交付年月日時 ・交付場所 ・交付対象者 ・各種証明書の種別 ・交付区分(本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付) ・記載事項 ・枚数 ・発行番号 ・端末名、操作者ID ・処分情報(誤って発行した証明書を処分した場合にはその旨の記録。) また、上記交付履歴の項目について、 コンビニ で交付・広域交付された場合も同様に管理すること。	税務システムにて発行する各種証明書については、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 ・交付年月日時 ・交付場所 ・交付対象者 ・各種証明書の種別 ・交付区分(本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付) ・記載事項 ・枚数 ・発行番号 ・端末名、操作者ID ・処分情報(誤って発行した証明書を処分した場合にはその旨の記録。) また、上記交付履歴の項目について、 コンビニエンスストア で交付・広域交付された場合も同様に管理すること。	正式名称への訂正	R8.2.27
21	税務システム標準仕様書【第5.5版】(税務共通)機能要件	2. 非機能要件 2.1.1. 非機能要件	機能ID:0160118	運用・保守性、セキュリティなどの非機能要件については、デジタル庁及び総務省が策定する「 地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件 」によるものとする。	運用・保守性、セキュリティなどの非機能要件については、デジタル庁及び総務省が策定する「 地方公共団体情報システム非機能要件の標準 」によるものとする。	正式名称への訂正	R8.2.27